

## 海老名市乳幼児等予防接種助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市で実施している予防接種の対象者（以下「接種対象者」という。）が、市の委託医療機関以外の医療機関（以下「委託外医療機関」という。）で予防接種を受けたときに、予算の範囲内でその費用の一部を助成することに関し、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 予防接種 予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する定期の予防接種、同法第6条第1項の規定に基づき実施する臨時の予防接種、市が行政措置として実施する予防接種をいう。
- (2) 委託医療機関 市長の要請に応じて予防接種業務に協力することを承諾し、市が予防接種事業を委託した医療機関をいう。
- (3) 保護者等 親権を行う者、成年後見人、その他の者で現に接種対象者を養育しているもの又は生計を一つにしている家族で予防接種実施の際に同意できるものをいう。

### (予防接種の種類)

第3条 助成金交付の対象となる予防接種の種類は、4種混合、3種混合、2種混合、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん・風しん（MR）混合、麻しん、風しん、水痘（水ぼうそう）、日本脳炎、BCG、子宮頸がん予防（HPV）ワクチン、ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、B型肝炎ワクチン及びロタワクチンとする。

### (予防接種の対象者)

第4条 助成金交付の対象となる接種対象者は、予防接種を受ける当日に別表に掲げる対象年齢であり、現に市内に居住し、市の住民基本台帳に記録されている者、又は現に居住が確認できる者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）に規定する接種回数を超え

ないものに限る。

- (1) 予防接種ガイドライン（予防接種ガイドライン等検討委員会（財団法人予防接種リサーチセンター）作成のもの）による予防接種の判断を行うに際し注意を要する者が、委託外医療機関で予防接種を受けるもの
- (2) かかりつけの医療機関で、予防接種を受ける者
- (3) その他市長が特に必要があると認める者  
(助成金の交付対象者)

第5条 助成金の交付を受けることができる者は、前条に該当する被接種者の本人又は保護者等とする。

(助成金の額等)

第6条 助成額は、予防接種に掛かった費用とする。ただし、別表に定める額を限度として助成するものとする。

(予防接種の申請)

第7条 委託外医療機関で予防接種を受けることを希望する接種対象者の本人又は保護者等は、海老名市予防接種依頼申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、第4条第1号に該当する者にあつては、予防接種の実施について主治医の意見書又は連絡票を添えるものとする。

(依頼書等の交付)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、委託外医療機関で予防接種を受けるための予防接種依頼書（第2号様式）及び別に定める予防接種予診票（助成対象者用。以下「予診票」という。）を本人又は保護者等に交付するものとする。

(予防接種等)

第9条 本人又は保護者は、前条の予防接種依頼書に記載された期限までに、委託外医療機関に予防接種依頼書及び予診票を提出し、予防接種を行わなければならない。この場合において、当該予防接種に係る料金は本人又は保護者等が支払うものとする。

(助成金の交付申請)

第10条 助成金の交付申請をする保護者等は、予防接種を受けた日から起算して120

日以内に、海老名市乳幼児等予防接種助成金交付申請書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 予防接種料金を支払ったことを証する書類

(2) 予防接種予診票（市提出用）

（助成金の審査等）

第11条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定し、海老名市乳幼児等予防接種助成金交付決定通知書（第4号様式）又は海老名市乳幼児等予防接種助成金不交付決定通知書（第5号様式）により本人又は保護者等に通知するものとする。

（助成金の交付）

第12条 市長は、前条に規定する助成金の交付決定を受けたときは、海老名市乳幼児等予防接種助成金交付請求書（第6号様式）により、助成金を交付するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第13条 市長は、偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けた者がいるときは、その者に対し、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項については、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、旧要綱に定める様式に基づいて作成した様式は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

《平成30年4月1日制定》

《令和元年10月1日一部改正》

《令和2年4月1日一部改正》

《令和2年10月1日一部改正》

《令和3年4月1日一部改正》

《令和3年7月1日一部改正》